

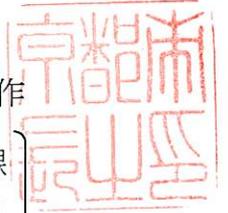
環 環 管 第 9 号

平成30年7月27日

京都市長 門川 大作 様

京都市長 門川 大作

〔担当 環境政策局環境企画部環境管理課〕  
〔TEL: 075-222-3951〕



「地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化整備事業」に係る配慮書案に対する市長意見について

平成30年3月28日付けで提出されました標記配慮書案について，京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき，別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので，本意見を勘案して，配慮書を作成してください。

( 別 添 )

「地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化整備事業」に係る配慮書案に対する市長意見

京 都 市 長

- 1 工事の実施については，環境保全上特に配慮が必要な保育所や病院などの施設が隣接するため，工事期間のほか，工事用車両の走行ルートや時間帯，解体・建設作業，環境保全措置の内容等の計画について，その内容を当該施設や周辺住民に適宜情報提供し，工事への十分な理解と協力が得られるように努めること
- 2 本件事業の供用後は，その施設自体が環境保全上特に配慮が必要な施設となることから，周辺施設の立地状況に加え，自らの施設も考慮に入れて，防音対策等の公害防止対策を講じること
- 3 計画地は，緑豊かな潤いのある市街地環境の形成や新たな景観の創出を図ること等を目標にしていることから，本件施設の建設に際しては，緑化や植栽の観点も含め，総合的に検討すること
- 4 土壌については，既存建物が有害物質使用特定施設に該当することから，土壌汚染対策法に基づき，適切に対応すること
- 5 省エネルギー等環境への配慮については，低炭素社会，循環型社会の実現を見据え具体化を図ること
- 6 電波障害については，必要に応じて電波障害調査を行うとともに，本件建築物の影響により，受信障害を生じたと認められる場合には，解消に向けて適切な対応を講じること
- 7 本市長意見に基づき，配慮書案の内容に検討を加えて配慮書を作成し，それに記載した環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること